

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年4月10日 午前9時から
令和8年5月20日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月10日 午前9時から
令和8年4月28日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年5月12日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月19日 午前9時から午後6時まで
令和8年5月20日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年5月21日 午後2時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、127,050,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第27号

小倉小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

小倉小学校体育館空調設置ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休

2日に取り組む工事です。

令和8年4月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 小倉小学校体育館空調設置ほか改修工事
 (2) 工事場所 宇治市小倉町西畑1番地の4
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て
- ・延床面積 606.78㎡

○工事概要

- ・体育館空調設置工事に伴う機械設備工事 一式
 空調機器設置工事 換気設備設置工事
- ・上記に伴う建築工事 一式
 空調機器基礎新設工事
 外構工事 塗装改修工事 体育施設改修工事
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
 空調機器の電源工事 換気設備の電源工事
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 管工事

(5) 工事期間 契約日から令和9年1月29日まで 247日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値（P）が750点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所技術者以外のものであること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所技術者以外のものであること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監理技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年4月16日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年4月16日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年4月27日に電子入札システムにより通知する。た

だし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
② 提出された確認申請書等は返却しない。
③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年5月20日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年4月28日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年5月12日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月19日 午前9時から午後6時まで

令和8年5月20日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年5月21日 午後2時30分

8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入

札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、124,520,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第28号

笠取小学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

笠取小学校体育館空調設置ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によ

る電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月10日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 笠取小学校体育館空調設置ほか改修工事
 (2) 工事場所 宇治市西笠取石原2番地
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄骨造 平屋建て
- ・延床面積 483.75㎡

○工事概要

- ・体育館空調設置工事に伴う機械設備工事 一式
 空調機器設置工事 換気設備設置工事
 - ・上記に伴う建築工事 一式
 空調機器基礎新設工事 外構工事
 塗装改修工事
 - ・上記に伴う電気設備工事 一式
 空調機器の電源工事 換気設備の電源工事
 - ・上記に伴う撤去・処分 一式
- (4) 工 種 管工事
 (5) 工事期間 契約日から令和9年1月29日まで 247日間
 (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
 (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
 (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値（P）が750点以上であること。
 なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
 (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
 (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専

任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 ③ 営業所技術者以外の者であること。
 (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 営業所技術者以外の者であること。
 (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- #### 3 入札参加資格の確認
- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
 (2) 資格確認資料として添付する書類
 資格確認資料は、次のものとする。
 ① 配置予定監理技術者調書
 ② 配置予定現場代理人調書
 （配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
 (3) 提出部数 1部
- #### 4 入札参加資格の確認手続
- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
 ① 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。
 ② 配布期間
 令和8年4月10日 午前9時から
 令和8年4月16日 午後2時まで
 ③ その他
 確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
 ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。
 ② 持参し、又は郵送する場合の提出先
 郵便番号 611-8501
 京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課
 ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間
 令和8年4月10日 午前9時から
 令和8年4月16日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果

を通知する。

- ① 審査結果は、令和8年4月27日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された確認申請書等は返却しない。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年5月20日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月10日 午前9時から

令和8年4月28日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年5月12日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月19日 午前9時から午後6時まで

令和8年5月20日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年5月21日 午後3時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本

公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、109,736,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

消防本部

宇治市消防本部訓令甲第2号

宇治市火災予防規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月30日

宇治市消防長 木戸 英明

宇治市火災予防規程の一部を改正する規程

宇治市火災予防規程(令和3年宇治市消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条を次のように改める。

(火災警報等発令時の実施事項等)

第16条 消防長は、法第22条第3項に規定する火災に関する警報(以下「火災警報」という。)又は宇治市火災予防条例(昭和48年宇治市条例第30号。)(以下「条例」という。)第28条の2に規定する火災に関する注意報(以下「火災注意報」という。)が発せられたときは、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 発令の通知
(2) 各種団体への情報提供
(3) その他必要と認める事項

2 署長は、前項第1号に規定する発令の通知を受けたときは、別表第4に定める事項について実施し、及び指導するものとする。

(火災警報解除時の実施事項等)

第17条 消防長は、火災警報が解除されたときは、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 解除の通知
(2) 各種団体への情報提供

別表第4を次のように改める。

別表第4(第17条関係)

Table with 3 columns: 区分, 火災注意報, 火災警報. It details implementation and guidance items for fire alerts and notices.

附則

この規程は、令和8年3月31日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防本部訓令甲第3号

宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月30日

宇治市消防長 木戸 英明

宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程

(宇治市消防署組織規程の一部改正)

第1条 宇治市消防署組織規程(昭和46年宇治市消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第6条予防消防課消防第1係及び消防第2係の項中第18号を第19号とし、第3号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 消防広報及び広聴に関すること。

第6条予防消防課救助第1係及び救助第2係の項中第19号を第20号とし、第3号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 消防広報及び広聴に関すること。

第6条予防消防課救急第1係及び救急第2係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 消防広報及び広聴に関すること。

(宇治市消防署消防分署及び救急出張所の組織に関する規程の一部改正)

第2条 宇治市消防署消防分署及び救急出張所の組織に関する規程(昭和51年宇治市消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表消防第1係及び消防第2係の項中第17号を第18号とし、第3号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 消防広報及び広聴に関すること。

別表救急第1係、救急第2係、伊勢田救急第1係及び伊勢田救急第2係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 消防広報及び広聴に関すること。

(宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部改正)

第3条 宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程(昭和58年宇治市消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項中第16号を第18号とし、同項第15号の次に次の2号を加える。

Table with 4 columns for items 16 and 17, detailing fire drills and cultural property fire prevention measures with checkboxes.

別表第2第2項第14号及び第15号を削り、同項第13号中「制限」を「制限並びに火災警報の解除」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「」を「」

に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

Table with 4 columns for item 14, detailing fire prevention regulations with checkboxes.

別表第2第2項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号中「消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

Table with 4 columns for item 7, detailing fire laws with checkboxes.

基づく立入検査を行うこと。

別表第2第5項中第23号を第24号とし、第19号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

19 消防に関する広報、広聴等の業務を行うこと。				
ア 重要なもの	○			
イ 比較的重要なもの		○		
ウ ア、イ以外のもの			○	

別表第2第6項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

17 消防に関する広報、広聴等の業務を行うこと。				
ア 重要なもの	○			
イ 比較的重要なもの		○		
ウ ア、イ以外のもの			○	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防本部訓令甲第4号

宇治市火災予防査察規程及び宇治市火災予防違反処理規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市消防長 木戸 英明

宇治市火災予防査察規程及び宇治市火災予防違反処理規程の一部を改正する規程

(宇治市火災予防査察規程の一部改正)

第1条 宇治市火災予防査察規程（平成16年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「署長」を「消防長若しくは署長」に改める。

第5条第1項中「署長」を「消防長又は署長」に改める。

第6条第3号及び第11条中「所属の署長」を「消防長又は署長」に改める。

第12条及び第13条中「署長」を「消防長又は署長」に改める。

第15条を次のように改める。

(査察台帳の備置き)

第15条 消防本部には、危険物施設ごとに危険物施設査察台帳を備え置かなければならない。

2 消防署及び消防分署には、別表第2の区分ごとに防火対象物査察台帳を備え置かなければならない。

第16条中「、所属の署長」を「、消防長又は署長」に改める。

別記様式第8号中「宇治市 消防署」を「所属」に改める。

別記様式第10号中「宇治市 消防署長宛て」を「宇治市消防長（ 消防署長）宛て」に改める。

(宇治市火災予防違反処理規程の一部改正)

第2条 宇治市火災予防違反処理規程（平成16年消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「命令」を「違反処理」に改める。

第7条、第9条第1項、第10条及び第14条第2項中「署長」を「消防長又は署長」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第12条の2第1項の規定による製造所等の許可の取消しは、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

第18条第2項を削り、同条第3項中「とともに、署長に通知する」を削り、同項を第2項とする。

第25条中「署長」を「消防長又は署長」に改める。

別記様式第1号中「宇治市 消防署長 様」を「宇治市消防長（ 消防署長）宛て」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第5号（その1）中「宇治市 消防署長」を「宇治市消防長（ 消防署長」に改め、同様式（その2）中「宇治市消防署長」を「宇治市消防長」に改める。

別記様式第7号、別記様式第7号の2及び別記様式第17号中「宇治市 消防署」を「所属」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第2号

宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の一部を改正する規程

宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1, 300, 000円」を「2, 000, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第2号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和8年4月24日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和8年4月24日	横島町十一の一部、伊勢田町中山の一部、広野町小根尾の一部・西裏の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター